

※2021年1月28日時点の情報です。内容は変更が発生する可能性があります。

対象期間・申請スケジュール

工事請負契約 2020年12月15日～2021年10月31日

原則 工事完了後申請

1,000万円(税込)以上の工事は工事完了前申請可能

引き渡し

ポイント
発行申請

2021年4月～10月31日

ポイント
発行申請

2021年4月～10月31日

ポイント
交換申請

【追加工事】2021年4月～10月31日
【商品交換】2021年6月～2022年1月15日

ポイント
交換申請

【追加工事】2021年4月～10月31日
【商品交換】2021年6月～2022年1月15日

引き渡し

完了報告

2022年4月30日まで

※ポイント発行申請は、予算の状況に応じて締め切ります。

対象となる住宅・ポイント数

所有者等が、施工者と工事請負契約をして実施するリフォームが対象です。

世帯による上限ポイント数

世帯	上限ポイント数
一般	300,000/戸
安心R住宅を購入しリフォームを行う場合 *自ら居住することを目的に購入した住宅で、売買契約締結後3カ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結すること。	450,000/戸
若者・子育て世帯 *自ら居住する住宅であること。	450,000/戸
若者・子育て世帯で、既存住宅を購入しリフォームを行う場合 *自ら居住することを目的に購入した住宅で、売買契約締結後3カ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結すること。	600,000/戸

■若者世帯とは
2020年12月15日時点で40歳未満の世帯。

■子育て世帯とは
2020年12月15日時点で18歳未満の子がいる世帯。
または申請時点で18歳未満の子がいる世帯。



対象となる工事・ポイント数

※①～③のいずれか必須

①～⑦の合計ポイントを申請できます。合計50,000ポイント以上から申請できます。

①開口部の断熱改修

※内窓・外窓・ドアは、枠外寸法で面積計算。

大きさ	ガラス交換		内窓設置(交換もOK)・外窓交換		ドア交換	
	面積	ポイント数(枚)	面積	ポイント数(窓)	面積	ポイント数(箇所)
大	1.4㎡以上	7,000	2.8㎡以上	20,000	開き 1.8㎡以上 引き 3.0㎡以上	28,000
中	0.8㎡以上	5,000	1.6㎡以上	15,000	-	-
小	0.1㎡以上	2,000	0.2㎡以上	13,000	1.0㎡以上	24,000

※2021年1月28日時点の情報です。内容は変更が発生する可能性があります。

対象となる工事・ポイント数

※①～③のいずれか必須

①～⑦の合計ポイントを申請できます。合計が50,000ポイント以上から申請できます。

②外壁、屋根・天井、床の断熱改修(戸建住宅の場合/共同住宅は数値が異なります)

熱伝導率 (W/m・K)	外壁		屋根・天井		床	
	最低使用量	ポイント数	最低使用量	ポイント数	最低使用量	ポイント数
[区分:A-1~C] 0.052~0.035	6.0㎡	100,000/戸	6.0㎡	32,000/戸	3.0㎡	60,000/戸
	3.0㎡	50,000/戸	3.0㎡	16,000/戸	1.5㎡	30,000/戸
[区分:D~F] 0.034以下	4.0㎡	100,000/戸	3.5㎡	32,000/戸	2.0㎡	60,000/戸
	2.0㎡	50,000/戸	1.8㎡	16,000/戸	1.0㎡	30,000/戸

※1 断熱材区分A-1~Cと、D~Fを併用する場合は、D~Fの使用量を1.5倍で計算する。

※2 基礎断熱の場合は、床の最低使用量の0.3倍で計算する。

※3 部分断熱(最低使用量が少ない方)の場合は、間仕切壁も含む。

※4 部分断熱の場合は、最上階以外の天井の最低使用量は床の数値を適用する。

③エコ住宅設備の設置

エコ住宅設備の設置	ポイント数
太陽熱利用システム	24,000/戸
節水型トイレ	16,000/台
高断熱浴槽	24,000/戸
高効率給湯器機	24,000/戸
節湯水栓	4,000/台

※節水型トイレ、節湯水栓は設置台数でカウント。

⑤耐震改修

旧耐震基準により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる工事 150,000ポイント/戸

⑥リフォーム瑕疵保険への加入

1契約あたり 7,000ポイント

⑦既存住宅購入加算

①～⑥のポイント×2倍

※2019年12月14日以前に新築の住宅に限る。

※売買契約から3ヶ月以内にリフォーム工事を契約。

※売買契約額が100万円(税込)以上であること。

④バリアフリー改修

対象工事の種類	工事内容	ポイント数
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事	5,000/戸
段差解消	便所、浴室、脱衣室、その他の居室、玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む)	6,000/戸
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事	28,000/戸
ホームエレベーターの新設	戸建住宅又は共同住宅専有部分に新設する工事	150,000/戸
衝撃緩和畳の設置	衝撃緩和畳を新設又は入替えにより設置する工事(4.5畳以上設置の場合に限る。)	17,000/戸

※箇所数ではなく、種類でカウント。

※手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張は、原則としてバリアフリー改修促進税制の取扱いに準じます。

※2021年1月28日時点の情報です。内容は変更が発生する可能性があります。

申請に必要な書類

工事完了後申請

- A. 工事請負契約書の写し
- B. 対象工事内容等に応じた性能を証明する書類 + **工事写真**
- C. **工事施工者が発行するリフォーム工事証明書**
- D. 申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証の写し等)
- + 代理申請の場合 代理申請者の本人確認書類

※赤字のものは所定の様式あり。



<40歳未満の世帯の場合>
・申請者の住民票の写し



<40歳以上の子育て世帯の場合>
・申請者と子供の同居がわかる住民票(世帯票)の写し



<若者・子育て世帯で既存住宅購入を伴う場合>
・売買契約書の写し
・不動産登記の全部事項証明書(所有権移転登記前でOK)
・申請者の住民票の写し



<若者・子育て世帯以外で、安心R住宅購入を伴う場合>
・売買契約書の写し
・不動産登記の全部事項証明書(所有権移転登記前でOK)
・安心R住宅調査報告書の写し
・申請者の住民票の写し

申請者によって追加の必要書類が異なります。



1,000万円(税込)以上の工事は工事完了前申請可能です。完了前に「リフォーム工事計画書」が追加で必要になります。B、Cの書類および子育て世帯以外の場合の住民票の写しは完了後の提出となります。

ポイント交換でできること

商品への交換

※具体的な商品は、事務局開設後に公表されます。

「新たな日常」に資する商品

省エネ・環境配慮に優れた商品

防災関連商品

健康関連商品

家事負担減に資する商品

子育て関連商品

地域振興に資する商品



追加工事への充当

※具体的な工事例は、国土交通省のホームページをご参照ください。

ワークスペース設置工事

音環境向上工事

空気環境向上工事

菌・ウイルス拡散防止工事

家事負担軽減に資する工事

防災に資する工事

追加工事の施工業者は本工事と同じ業者の場合のみ対象となります



グリーン住宅ポイントお問合せ窓口 03-6730-5414 9:00~17:00 (土日祝含む)

事務局の開設は2月頃の予定です。